

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	13	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
要望項目名	医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税等の非課税措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められているところ、医療法人はその設置する養成所において、地域医療の重要な担い手である看護師など医療関係者の育成と確保を図っており、非課税措置の拡充を行う。</p> <p>・特例措置の内容 医療法人（社会医療法人及び特定医療法人を除く。）が設置する医療関係者（※）の養成所において直接教育の用に供する固定資産税等について、所要の措置を講じる。</p> <p>※医療関係者 ：助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士</p>		
関係条文	地方税法第73条の4・第348条・第702条の2		
減収見込額	[初年度] ▲141百万円（－） [平年度] ▲141百万円（－） [改正増減収額] －（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 医療法人はその設置する養成所において、地域医療の重要な担い手である看護師など医療関係者の育成と確保を図っており、法人経営の安定を図ることにより、引き続き、質の高い医療関係者の育成・確保を推進し、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。</p> <p>（2）施策の必要性 2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人は65歳以上、5人に1人が75歳以上となる。高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を効率的に受けることができ、住み慣れた場所で継続して生活できるような医療提供体制の構築が求められている。 こうした中、病院はもとより、訪問看護、訪問リハといった在宅でのサービスなど、患者のニーズも多様化しており、医師及び歯科医師を中心としたチーム医療を提供するため、看護師、理学療法士など医療従事者の確保・育成はますます重要となっている。 現在、地域医療の重要な担い手である医療法人が医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産税などについて課税されているところであるが、他の設置者（非営利な法人類型）の多くは、固定資産税などが非課税となっている現状にある。 こうしたことから、医療法人が設置する医療関係者の養成所についても、他の養成所設置主体（一般社団法人（非営利型）等）と同様の措置を要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		
	ページ	13 — 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	医療法人はその設置する養成所において、地域医療の重要な担い手である看護師など医療関係者の育成と確保を図っており、法人経営の安定を図ることにより、引き続き、質の高い医療関係者の育成・確保を推進し、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域住民にとって必要とされる医療提供体制の充実
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用される医療法人・養成所数の見込み 60法人・60施設
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	医療法人の経営を安定化させ、医療関係者の育成・確保を推進し、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していくなど、地域医療の一層の充実が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医療法人はその設置する養成所において医療関係者の育成と確保を図り、地域医療の担い手としてその役割を果たしていることから、その経営の安定化を図るために税制措置を講じる必要がある。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	法人経営の安定を図ることにより、質の高い医療関係者の育成・確保を推進し、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していくことができる。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—